

筑波大学における研究の公正な推進のための

研究者行動規範

平成19年1月18日

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。

その成果は、人類共通の知的資産を築くものであり、人類の幸福、社会・経済の発展を支えている。

このような研究活動は、研究活動に対する研究者の誠実さが前提となっており、データや研究結果の捏造、改ざん、盗用等の不正行為は、研究活動の本質に反するものであり、絶対に許されるものではない。

筑波大学は、このような研究活動に関する基本的認識の下に、「筑波大学における研究の公正な推進のための研究者行動規範」を定める。

- 1 筑波大学において研究を行うすべての者（以下「研究者」という。）は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為（以下「研究不正行為」という。）を行わないことはもとより、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 研究不正行為に加担してはならないこと。
 - (2) 第三者に対して研究不正行為をさせてはならないこと。
 - (3) 研究不正行為が行われようとしていることを知ったときにそれを防止するよう努めること。
- 2 研究者は、研究活動の透明性を確保するため、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に研究結果を提示し、その精査を受けなければならない。
- 3 研究者は、学生や若手研究者に対し研究活動の本質を理解させ、研究活動と社会との関係を適正に保つための研究倫理に関する教育・研修と啓発を継続的に行わなければならない。
- 4 研究者は、研究活動の正当性を証明するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を適切に保存しなければならない。
- 5 研究者は、研究費が国民から負託されたものであるとの認識を強く自覚し、法令及び法人の規則等を遵守し、適正に使用しなければならない。